

桑野社労士 & FP 事務所だより

平成 26 年 12 月 10 日

第 57 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.info

国民年金を未納にしないため 保険料を過去 2 年遡って免除申請ができます

全額免除と一部免除

国民年金保険料は、毎月納める必要があります(平成 26 年度は、月額 15,250 円)。しかし、収入の減少や失業等によって、保険料を納めることができなくなることもあります。保険料を納めず、そのままにしておくと、将来の老齢年金や、万が一の時の「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

このような状態を防ぐために、本人が申請することによって、「全額免除」または「一部免除」という制度があります。



<免除された場合の保険料額>

| | 全額免除 | 3/4 免除 | 半額免除 | 1/4 免除 |
|------|------|---------|---------|----------|
| 保険料額 | 0 円 | 3,810 円 | 7,630 円 | 11,440 円 |

なお、この減額された保険料を納めていない期間は、未納扱いになりますので、注意が必要です。

免除を受けるための条件

本人のほか、配偶者及び世帯主のいずれもの方が、前年度所得が次の金額以下であれば、免除を受けることができます。

| 区分 | 条件 |
|--------|---|
| 全額免除 | (扶養親族等の数+1)×35 万円+22 万円 |
| 3/4 免除 | 78 万円 } + 扶養親族等控除額 + 社会 118 万円 } 保険料控除額等 158 万円 } |
| 半額免除 | |
| 1/4 免除 | |

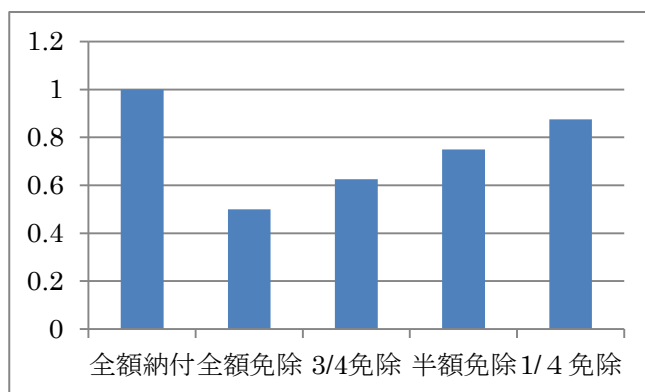
※ H26.7~H27.6 の申請は、平成 25 年度中の所得で審査が行われます。

将来の年金額への影響

保険料の免除が承認された期間は、全額納付した方

と比べて保険料負担が軽減されているため、次のように受け取る老齢基礎年金が少なくなります。

全額免除:1/2、3/4 免除:5/8、半額免除:3/4、1/4 免除:7/8



免除を受けるためには申請を

居住地の役所・市町村役場の国民年金担当課または各年金事務所で、免除の申請をする必要があります。また、全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の承認を希望する場合には、継続希望欄に○印をつけることによって、翌年度の申請が不要になります。この免除申請は、平成 26 年 4 月から 2 年まで遡って申請をすることが、できるようになりました。



年金の減額を防ぐため追納ができます

この免除制度は受け取る年金が少なくなるため、免除を受けた保険料を 10 年以内であれば、後から納めることができるという制度もあります。この場合は、年金額は減少しなくなります。

(裏面へ)

セカンド・ライフに向けて 15

六、家族との関係

2. 遺産相続

(1) 相続人の範囲と順位

配偶者 → 子供 → 親等直系尊属 → 兄弟姉妹

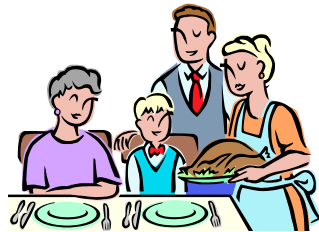
(2) 相続割合

○配偶者と子供2人の場合：配偶者1/2、子供A1/4、子供B1/4

○子供2人のみの場合：子供A1/2、子供B1/2

○配偶者と父母の場合：配偶者2/3、父1/6、母1/6

○配偶者と兄、妹の場合：配偶者3/4、兄1/8、妹1/8



(3) 相続税

相続税は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与によって取得した財産の価値の合計額（債務等の金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価値を加算）が、基礎控除額を超える場合にその超える部分（課税遺産総額）に対して課税されます。

死亡者数に対する相続税の課税件数の割合は、平成24年では4.2%となっています。しかし、平成27年1月1日から相続税の基礎控除額が次のように改正され、課税される人の割合が増えることが予想されます。

(現在) 5,000万円（基礎控除）+1,000万円×法定相続人の数

(改正) 3,000万円（基礎控除）+600万円×法定相続人の数

(注)被相続人に養子がいる場合は、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいる場合は1人、実子がない場合は2人までです。

なお、次の財産には、相続税はかかりません。

①墓地、仏壇、祭具など

②国や地方公共団体、特定の公益法人に寄附した財産

③生命保険の基礎控除額（500万円×法定相続人の数）

④死亡退職金の基礎控除額（500万円×法定相続人の数）

相続税の申告及び納税の期間は、被相続人の死亡したことを知った日の翌日から10か月以内です。

(次回に続く)

事務所からひとこと



私は、昨年4月から京都市東山福祉事務所で、京都府社労士会と京都市の契約に基づき、「年金検討員」として出務をしている。「年金検討員」とは、生活保護受給者の方が年金を受けることができないかを、検討・調査・請求代理をする者のことで、京都市全体で10数名。これと同じ時期に、同じ京都市で年金の仕事に携わる京都市保健年金課職員と年金相談員（嘱託職員）の方々と共に、「年金事例研究会」という任意団体の勉強会（2か月に1回）に参加している。

この度、京都市の門川市長が、京都市職員の様々なグループの活動を知り意見を聞く「ハートミーティング」というものに参加をした。門川市長は、いつもの着物姿で、気さくに我々と話をしてくれた。特に印象に残ったのは、今年6月の京都府社労士会総会でご自分が、「年金検討員制度」と学校教育現場での「出前授業」を評価しているとあいさつしたことを、はっきりと記憶していたことだ。多くの会合であいさつをしていると思うが、明確にご自分の意思だったことを知った。また、我々の話にも、難しいことは難しい、検討できる（すべき）ことは検討すると的確に答えを返されていた。そして、このような職員との話し合いを、今回で58回も重ねていることに少々驚いた。